

特許庁委託事業

ASEAN における技術情報輸出規制に関する
調査報告書

2013年4月

日本貿易振興機構
バンコク事務所
知的財産部

協力

ATMD バード&バード法律事務所

ブルネイ.....	3
カンボジア.....	5
インドネシア.....	7
ラオス.....	8
マレーシア.....	9
ミャンマー.....	13
フィリピン.....	14
シンガポール.....	16
タイ.....	19
ベトナム.....	21

ブルネイ

1. 研究開発の現地状況

ブルネイの経済モデルは、インフラ整備への大幅な社会的支出を前提としている。従って、経済活動の主要部分が公共事業から成るブルネイでは、民間による経済活動への貢献度は比較的低い¹。

しかし、ブルネイ政府はここ数年、民間がより経済活動へ参加・貢献できるような取り組みを始めており、経済の拡大・強化をめざして、政府は官民両方による研究開発活動への投資施策を講じ、支援も行っている。

2. 技術情報の国際共有および輸出に関する規制

a. 技術情報の移転および技術輸出の制限

ブルネイには技術輸出および技術情報の海外移転を特に規制する法体制は、今のところ存在しない。技術移転については、技術情報輸出に関する契約上の取り決めに従い規制される。

b. 監督官庁による必須許認可

特になし。

3. 特許出願前の機密情報取扱許可

a. 外国出願に関する規制の枠組み

最初の特許出願が海外で行われる場合、ブルネイ人申請者の外国特許出願に関する規制はない。申請者はブルネイ人、外国人共に特許庁に直接、出願することができる。但し、外国人申請者については、必要書類の送付先となるブルネイ国内の住所を通知することが義務付けられている。

¹ http://www.unesco.org/new/fileadmin/MULTIMEDIA/HQ/SC/pdf/sc_st_brunei_en.pdf

b. 必須免許 および 規制認可

特になし。

カンボジア

1. 研究開発の現地状況

過去 10 年間、カンボジアの成長をけん引してきたのは、衣類・履き物産業、ホテル・外食産業、建設産業および農業の 4 部門である。

カンボジアの発展戦略は、貧困の削減および社会の発展に寄与する包括的かつ持続可能な経済成長を確実にするための鍵となる貿易および投資の自由化であると考えられてきた。また、カンボジアは、特に中・高等教育における一般教育の向上により、成長著しい人的資本の発展が急務であることも認識している。

この点において、カンボジアの研究開発の環境が十分整っているとは言えない。統計によると、研究開発活動は、カンボジアの GDP のわずか 0.05 パーセントにとどまり、研究者の数はカンボジア人 100 万人に 17 人の割合しか存在しない。

2. 技術情報の国際共有および輸出に関する規制

技術情報の移転および技術輸出の制限

カンボジアには技術輸出および技術情報の海外移転を特に規制する法体制が、今のところ存在しない。これについては、技術情報輸出に関する契約上の取り決めに従い規制される。

b. 監督官庁による必須許認可

特になし。

3. 特許出願前の機密情報取扱許可

a. 外国出願に関する規制の枠組み

最初の特許出願が海外で行われる場合、カンボジア人申請者の外国特許出願に関する規制はない。

b. 必須免許 および 規制認可

特になし。

インドネシア

1. 研究開発の現地状況

インドネシアは研究開発を経済成長の主な推進力と位置付けてきたが、1990年代の経済危機後、国が進める研究開発への取り組みは弱まり、その後、わずかながら注力されるようになった。

しかし、インドネシア政府は、革新に対する安定した社会風土および基盤を作るため、技術開発奨励制度と共に技術資源、ネットワークおよび制度を強化することで技術力向上へ向けて努力を積み重ねている。

2. 技術情報の国際共有および輸出に関する規制

技術情報の移転および技術輸出の制限

インドネシアには技術輸出および技術情報の海外移転を特に規制する法体制が、今のところない。これについては、技術情報輸出に関する契約上の取り決めに従い規制される。

b. 監督官庁による必須許認可

特になし。

3. 特許出願前の機密情報取扱許可

a. 外国出願に関する規制の枠組み

最初の特許出願が海外で行われる場合、インドネシア人申請者の外国特許出願に関する規制はない。

b. 必須免許 および 規制認可

特になし。

ラオス

1. 研究開発の現地状況

ラオス経済の中心は農業部門で、ラオスの GDP の大部分に寄与している。国立農林業研究所がラオスの農業研究開発に携わる唯一の政府系機関である。ラオスでは民間企業の発展が依然進んでおらず、その一つに、民間の新興企業が農業分野へ参入するための認可を受けるのが難しいことや標準化された税法¹が整っていないことが理由としてあげられる。

ここ数年、科学技術、知的財産権、国家管理戦略などの情報交換を行うことで、ベトナムから継続的な支援を受けている。

2. 技術情報の国際共有および輸出に関する規制

a. 技術情報の移転および技術輸出の制限

ラオスには技術輸出および技術情報の海外移転を特に規制する法体制が、今のところ存在しない。技術移転については、技術情報輸出に関する契約上の取り決めに従い規制される。

b. 監督官庁による必須許認可

特になし。

3. 特許出願前の機密情報取扱許可

a. 外国出願に関する規制の枠組み

最初の特許出願が海外で行われる場合、ラオス人申請者の外国特許出願に関する規制はない。

b. 必須免許 および 規制認可

特になし。

マレーシア

1. 研究開発の現地状況

シンガポールを除く他の ASEAN 近隣諸国と比べ、マレーシアは研究開発への投資に比較的力量を入れている。マレーシアでは、民間と政府の研究に対する重点が大きく異なっている。

政府の研究は農業や林業などの第一次産業により重きを置いている一方、民間は電子産業、IT 部門や応用工学の分野に重点を置いた事業を重視している。研究開発は、ゴム製品や食品加工産業など第一次産業からの産物の加工業が徐々に終了段階へと向かっている。

ここ数年、マレーシアは研究開発に対する更なる投資を行うことで経済の強化を図ってきた。また、マレーシア国内において、より総合的な研究開発環境を促進するため、政府は研究開発活動を行う事業に対し、研究開発の収益的支出についてパイオニアステータス（法人税免除）および二重税額控除などの税制上の優遇措置を導入した。

2. 技術情報の国際共有および輸出に関する規制

a. 技術情報の移転および技術輸出の制限

2010 年 戦略貿易法

2010 年 戦略貿易法は、武器やそれに付随する物品などの技術戦略物資の輸出、積み替え、通過および大量破壊兵器の設計、開発、運搬を助長する、または、その恐れのある活動を規制する法律である。戦略物資の一覧は、2010 年 戦略貿易（戦略物資）令で指定されている。

また、戦略貿易法は無形技術の輸出も規制している。つまり、マレーシア国外に技術移転されるいかなる手段も指し、これには通信機器に情報が読み取られる、描写される、または表示される関連箇所を含む技術情報が通信機器を通じて、口頭または、文字・図形を用いて出される場合も含まれる。

工業調整法により認可を受けた製造事業

1975 年 工業調整法に基づき、製造認可が受けられるのは、株主資本が 2 千 5 百万リンギットを超す企業、または、常勤の社員が 75 人以上いる企業と定められている。

海外パートナーとの技術輸出契約締結を目指すマレーシア企業の製造事業（マレーシア工業調整法による認可済み）はすべて、マレーシア国際貿易産業省（MITI）の行政機関であるマレーシア工業開発庁（MIDA）の書面による事前の承認を得る必要がある。

これは、技術輸出契約が国益を損ねるようなことはないか、国内企業が不当な制約・不利な条件をのまされていることはないか、契約により輸出される技術の対価はそのレベルに見合ったものなのかを MITI が見極めるために行うものである。

b. 監督官庁による必須許認可

戦略貿易法による認可

戦略的技術を輸出する者は、関係当局にその旨を通知し認可を得なければならない。また、その他、いかなる技術をマレーシア国外に輸出する場合にも、認可を得る必要がある。関係当局からその技術が大量破壊兵器の開発、製造、取り扱い、使用、保守、保管、在庫、増設および運搬システムに使われる、あるいは、その可能性があると同関係当局から指摘を受けた場合、または、そうであると信じるに足る根拠がある場合は、マレーシア国外に技術輸出が行われる少なくとも 30 日以内に関係当局に通知しなければならない。

輸出される技術のタイプにより通知しなければいけない関係当局は異なるが、主な機関は以下の通り：

- 国際貿易産業省（MITI）戦略貿易事務局
- 原子力許認可委員会（AELB）
- マレーシア通信・マルチメディア委員会
- 保健省 薬科局

戦略貿易法で規定される認可の申請は手書き、または、www.mytradelink.gov.my よりオンラインで行うことができる。認可申請書は、最終用途確約書および技術仕様書などの付属書類を添付して提出すること。

MITIによる技術輸出契約の承認

マレーシア企業が海外パートナーとの技術輸出契約締結を目指す際には、工業調整法により認可を受けた製造事業すべてについて、国際貿易産業省（MITI）の書面による事前承認を受けなければならない。

これに関し、MITI は技術輸出契約の承認についてのガイドラインを出している。その中で、特に、技術輸出の契約において以下の項目についての詳細を明確にするよう指導している。

- 技術内容および技術・工程の主な特徴
- 見込み生産
- 製品の品質・仕様、および
- 技術支援、サービスの詳細および、それらの提供手段についての情報

3. 特許出願前の機密情報取扱許可

a. 外国出願に関する規制の枠組み

1983年特許法 第23A条に従い、マレーシア居住者は最初の特許出願がマレーシア国外で行われる場合、特許庁から承認を得なければならない。

第23A条 居住者による出願は最初にマレーシアにおいて行われるべきこと

（1）マレーシアの居住者は、登録官からの書面による許可を得ないで、マレーシア国外で発明についての特許出願をしてはならず、又は、人にさせてはならない。ただし、以下に掲げる条件に該当するときは、この限りでない。

(a)同一発明に関する特許出願が、マレーシア国外での出願の2カ月以上前に特許登録局に対して行われていること、および

(b)その出願に関し、登録官が第30A条に基づく指示を出していないか、又はそのような指示はすべて取り消されていること。

あるいは、マレーシアに居住する申請者は、最初の特許出願をマレーシア国内にて行うことを選択することができる。自国での出願後、その出願が公表されたならばマレーシアの国益を損なう、あるいは、安全を危うくすると登録官が判断する可能性のある情報が含まれている場合は、第30A条に従い、登録官は特許申請の情報の公表の禁止または制限する指示を出すことができる。国内の特許出願において、このような指示が2カ月以内に出なければ、その後、マレーシア国外において申請を行うことができる。

b. 必須免許 および 規制認可

外国出願の許可

マレーシア居住者が、最初の特許出願をマレーシア国内で行わずに外国で出願を希望する場合、特許登録局から外国への出願許可を受けなければならない。外国出願の許可を要請する際には、特許明細書の写しにマレーシアの発明者および/または申請者の詳細情報を添えて提出しなければならない。

特許法第 62A 条に従い、第 23A 条に違反して特許出願を行った、または、行かせた者は、違反行為をしたものとし、有罪判決により 15,000 リンギット以下の罰金、もしくは 2 年以下の拘禁、または、これらを併科されるものとする。

ミャンマー

1. 研究開発の現地状況

ミャンマーは依然として、国の経済のほぼ半分を構成する農業国に位置づけられる一方、製造業は GDP¹ のおよそ 14%に過ぎない。従って、農作物や農耕法および持続可能な林業の開発など、農業研究がミャンマーにおける研究開発環境の大半を占めている。

ミャンマーの科学技術に関する国策は、首相が議長を務める科学技術委員会で決定される。科学技術省は、国策を実行し、技術開発に対する高等教育を担当している。

2. 技術情報の国際共有および輸出に関する規制

a. 技術情報の移転および技術輸出の制限

ミャンマーには技術輸出および技術情報の海外移転を特に規制する法体制が、今のところない。これについては、技術情報輸出に関する契約上の取り決めに従い規制される。

b. 監督官庁による必須許認可

特になし。

3. 特許出願前の機密情報取扱許可

a. 外国出願に関する規制の枠組み

最初の特許出願が海外で行われる場合、ミャンマー人申請者の外国特許出願に関する規制はない。

b. 必須免許 および 規制認可

特になし。

フィリピン

1. 研究開発の現地状況

フィリピンにおける官民の研究開発は国の農産業を基盤としているが、他の応用科学や工学に関する研究開発にも多額の投資が行われている。国の研究開発戦略の実行を担う科学技術省は、中小企業技術向上プログラム（SETUP）および商業化への技術創生プログラムという2つの重要な計画を実施した。

これらプログラムは、技術革新による経済発展を促進する国策の一角を成し、技術革新を進め、民間部門を増大させ、将来有望な研究開発の成果を利用し適合させるために企業の力を強化することを意図している。

2. 技術情報の国際共有および輸出に関する規制

a. 技術情報の移転および技術輸出の制限

フィリピンでは 1978 年に技術移転委員会が設置され、技術移転の取引が必須および助言的な契約条項に遵守するよう、当該取引に対する規制構造が整備されている。

1968 年、特許・商標・技術移転局を設置するため技術移転委員会がフィリピン特許庁と合併し、技術移転契約はフィリピンの知的財産法によって規定されている。

知的財産法では技術移転契約にある制限条項に関し、技術の受け手が本社を構える管轄区の裁判所を訴訟場所とすることや、契約の準拠法にフィリピン法を選択するなどの強硬規定を技術移転契約に含めることが規定されている。

2009 年に制定されたフィリピン技術移転法は、政府による研究開発のための資金援助の結果として生じた知的財産・技術・情報の管理および商業化、移転、普及および効果的利用を規定するために導入された。

知的財産法および技術移転法の規定は、技術輸出および技術情報のフィリピン国外への移転には関連性がない。従って、そのような移転は知的財産法および技術移転法の規制の対象とはならず、移転に関する契約上の合意内容によって規定されることとなる。

b. 監督官庁による必須許認可

技術輸出については特になし。

3. 特許出願前の機密情報取扱許可

a. 外国出願に関する規制の枠組み

最初の特許出願が海外で行われる場合、フィリピン人申請者の外国特許出願に関する規制はない。

b. 必須許可 および 規制認可

特になし。

シンガポール

1. 研究開発の現地状況

シンガポールは、中堅の OECD 諸国に共通する技術投資に対抗することができる ASEAN 諸国で唯一の存在であると報告されている

シンガポールの科学技術の強固な基盤は主にビジネス分野にみうけられ、政府機関からの強力かつ明確な支援を受けており、特に IT 関連産業におけるハイテク技術に重点を置いた産業を中心である。また、サービス産業における強い技術革新と医療・健康事業に対する多額の研究開発投資も多くみうけられる。

過去 20 年に渡りシンガポールは研究開発に投資を続け、より付加価値の高い産業を加え経済を多用化することで、シンガポールの競争力は強化された。研究開発は引き続き、生産力維持、技術革新手動経済のシンガポールの全体的経済戦略および長期的ビジョンに不可欠な構成要素となっている。このため、シンガポール政府は、研究開発に投資を行う事業に対する大幅な税制優遇策をはじめとする研究開発活動に対し、数多くの企業活動への刺激策を支援・導入している。

2. 技術情報の国際共有および輸出に関する規制

a. 技術情報の移転および技術輸出の制限

戦略物資および技術移転

戦略物資（管理）法（第 300 章）は戦略物資の輸出入を規制する。戦略物資の品目は 2013 年戦略物資（管理）命令の中の一覧表に詳記されており、内容は軍用品および軍事・民間共用の物資で構成される。軍事・民間共用の物資には商用を目的に作られたさまざまな物資（ソフトウェア・技術を含む）があり、高度技術製品など軍事用途に使用される可能性のある高級技術的製品も含まれる。

また、戦略物資（管理）法（第 300 章）は、シンガポール国内から技術を電子的手段により電送すること、または前述の目的のために技術を外国にてコンピューター上で入手可能な状態にするような電子的手段をも規制している。

b. 監督官庁による必須許認可

技術移転許可証

シンガポール国内から外国へ戦略物資技術を電子的手段で電送するには、シンガポール税関より事前に無形技術移転（ITT）許可証を取得することが義務付けられている。

また、所轄省庁の役人から通告を受けた場合、あるいは、その技術が全面的にまたは部分的に核兵器、化学兵器、生物兵器の開発・製造・取り扱い・運用・保守・保管・検出・特定および普及、および前述の兵器を発射させることが可能なミサイルの開発・製造・保守・保管を目的に、またはそれに関連して使用される意図があると疑うに足る合理的な根拠がある場合、あるいは、使用される意図があるという事実を把握している場合においては、いかなる技術についても技術移転許可証を取得しなければならない。

但し、すでに公知となっている技術、あるいは以下を円滑に行う上で必要となる技術伝達については、上記規制が適用されない。

- (a) 物資の輸出・積み替え・運搬に際し、技術移転許可証を取得している場合、あるいは許可証の取得が不要な場合の物資の搬入・運用・保守または修繕
- (b) 特許申請
- (c) 研究結果が実用化に活かされることがない技術研究

許可証の申請に際し、戦略物資関連のソフトウェアおよび技術の電送・手搬送許可証の申請書を記入しなければならない。申請書は www.customs.gov.sg のサイトから入手することができる。また、必要に応じて詳細な技術仕様書、ソフトウェア・技術の説明書、ソフトウェア・技術の発信国の輸出許可証、申請者側からの最終使用者証明書などの添付書類も併せて提出する必要がある。

必要事項を記入した申請書および添付書類は、シンガポール税関の手続きシステム部（**Procedures & Systems Branch**）に提出すること。許可申請手続きは通常、7 営業日以内に完了する。承認がおりれば、ITT 許可証はその後 1 年間有効となる。

3. 特許出願前の機密情報取扱許可

a. 外国出願に関する規制の枠組み

シンガポール国外において発明の特許出願を行う前に、同発明に対する特許権保護の申請をシンガポール国内で行うことは義務付けられていない。但し、シンガポール居住者は、その発明に対する特許出願をシンガポール国外で行う、あるいは国外での出願がなされるような働きかけを行う前に、その発明に対する特許登録官からの書面による許可を得ることが義務付けられている。

シンガポール特許法第 34 条(1) において以下の通り規定する:

第 34 条(1) 本条に従うことを条件として、シンガポールの居住者は、登録官の書面による許可なしに発明についての特許出願をシンガポール国外で行い又は行わせてはならない。但し、次の場合は、この限りでない。

(a) シンガポール国外での出願の 2 月以上前に、同一の発明についての特許出願が登録局に行われている場合

(b) シンガポールにおける当該出願に関して第 33 条に基づく指示が与えられていないか又はそのような指示がすべて取り消されている場合

上記第 34 条に従わない場合は刑法上の罪となり、\$5,000 以下の罰金または 2 年以下の懲役、あるいはその両方に処されることがある。

特に 34 条 (1) は、シンガポール非居住者には適用されない。‘居住者’の範囲が特許法の中で明確に規定されておらず、また裁判で争われた前例もない。但し、参考までに税法に照らし合わせると、1 年のうち 183 日間シンガポール国内に居る者は通常に居住者と見なされる。

シンガポール国内に居住する者が特許法第 34 条に従い、登録官の書面による許可の取得するつもりがない場合は、代わりにその発明に対する最初の特許申請をシンガポール国内で行う必要がある。国内で出願を行ってから 2 カ月以内に許可特許申請に含まれる情報の公開・交換について禁止や制限指示が登録官より出なければ、その発明に対する外国特許申請手続きを進めることができる。

b. 必須免許 および 規制認可

特許法第 34 条(1)に基づく通関手続

特許法第 34 条に従い、通関手続および登録官の書面による許可の申請を行うには、申請書に必要事項を記入し、特許登録官に提出しなければならない。申請書はシンガポール知的財産権庁のウェブサイト (www.ipos.gov.sg) で入手することができる。発明の概要および図面などが存在する場合には、添付書類を付けて申請する必要がある。

申請が受け付けられると、通常は、申請が受理された日から数えて 5 営業日以内に登録官から書面による許可が出る。急ぎの場合、登録官に予めその旨の通知がされていれば、1 営業日以内に許可が出る場合もある。

タイ

1. 研究開発の現地状況

タイにおける研究開発は、政府機関や大学で行われる工学や応用科学に重点を置いた研究という名目で主に公的機関主導で行われている。現在のタイの研究開発予算は、タイの GDP の 0.25% に相当し、そのうち政府からの出資が 60% で民間からの出資が 40%¹ を占めている。

そのため、タイ政府は研究開発活動に関して官民双方の機関・業界による共同研究を優先することにした。タイの政策措置には、科学機関と民間業界との交流支援、媒介機関の設立、科学技術ネットワーク、サービスおよびインフラの改善、サイエンスパークの創設および研究開発活動に関連する支出に対する税控除などが挙げられる。

2. 技術情報の国際共有および輸出に関する規制

a. 技術情報の移転および技術輸出の制限

タイには技術輸出および技術情報の海外移転を特に規制する法体制が、今のところない。技術移転については、技術情報輸出に関する契約上の取り決めに従い規制される。

b. 監督官庁による必須許認可

特になし。

3. 特許出願前の機密情報取扱許可

a. 外国出願に関する規制の枠組み

最初の特許出願が海外で行われる場合、タイ人申請者の外国特許出願に関する規制はない。

b. 必須許可 および 規制認可

特になし。

ベトナム

1. 研究開発の現地状況

ASEAN 近隣諸国の大部分と比較して、ベトナムは科学技術インフラはかなり整備されている。ベトナムには 250 を超える政府出資の研究開発施設があり、約 60 の大学併設の研究所がある。また、数は多くないが私立の研究所¹もある。

科学技術省 (MOST)はベトナムの科学技術振興を目的に政策の制定や奨励プログラムの構築を担っている。MOST は、ベトナムが研究開発および科学技術の強固な基盤を築くための計画が盛り込まれた科学技術戦略に関する報告書を出版している。

その結果、農産業への高い依存をよそに、ベトナムは研究開発の躍進が経済発達のための手段となると認識している。特にベトナムは、応用科学の技術および食糧農業科学技術の向上を目指しており、研究開発活動に取り組む事業への支援の強化など研究開発に対する国の政策の改善を計画している。

2. 技術情報の国際共有および輸出に関する規制

a. 技術情報の移転および輸出の制限

2006 年 12 月に国会で制定された技術移転法 (第 80/2006/QH11) は、技術移転活動に携わっている団体や個人の権利と義務を規定し、技術移転を助長・奨励するための措置を講じ、ベトナム国内における技術移転、ベトナムから海外へおよび海外からベトナムへの技術移転を規制する。

ベトナムから海外への移転が制限または禁止されている技術の一覧が、政令第 133/2008/ND-CP の第 5 条、付録 II および III に掲載されており、その品目は以下の通り。

ベトナムから海外への移転が制限されているもの:

- 主要輸出品になっている水産物の繁殖、飼育および養殖技術。
- 高価で希少価値の高い微生物を利用した伝統製法による食品の製造技術。

ベトナムから海外への移転が禁止されているもの:

- ベトナムが締約国となっている条約に基づき移転が禁止されている技術。

2009年5月21日付の政令第49/2009/ND-CP第7条は、移転が禁止されている技術の移転が行われた場合、あるいは、移転に制限が設けられている技術の違法な移転が行われた場合の刑事制裁が規定する。

第7条 移転が禁止されているものの一覧にある技術を移転、あるいは移転が制限されているものの一覧にある技術を違法に移転した場合

1. 移転許可を受けずに移転が制限されているものの一覧にある技術の移転行為に対し 30,000,000 から 50,000,000 ベトナムドンの罰金に処する。
2. 移転が禁止されているものの一覧にある技術の移転行為に対し 50,000,000 から 70,000,000 ベトナムドンの罰金に処する。
3. 追加制裁：本庄工の第1節および第2節に定められている違法行為を犯すために用いられた物証または手段の押収。
4. 改善措置：本条項第2節で定められる技術を用いて製造された製品の強制破棄、または外国からベトナム国内へ移転された技術に関連する製品（該当する場合）のベトナム領土からの強制輸送または強制輸出。

b. 監督官庁による必須許認可

技術移転法（第80/2006/QH11）第20条（2）（e）に従い、ベトナムから海外へ移転が制限されている技術に関して、移転者はベトナム国外への技術輸出に先立ち、科学技術省に技術移転許可証の申請しなければならない。

3. 特許出願前の機密情報取扱許可

a. 外国出願に関する規制の枠組み

2010年ベトナムは、ベトナム人またはベトナムの団体による発明、あるいはベトナム領土内における発明についてまず初めにベトナム国内で特許出願を行わなければならないという新しい規則を制定した。ベトナム知的財産法の多くの条項が規定される2006年9月22日発令の政令第103/2006/ND-CPを修正・補足する政令第122/2010/ND-CPが2010年12月31日に発令された。

政令第122/2010/ND-CPに従い、ベトナムの団体、ベトナム人個人による発明、あるいはベトナム領土内における発明を外国出願をするには、まず最初にベトナム国内にて特許出願を行わなければならない。あるいは、まず特許申請手続きをベトナム国内で行い、6カ月間の有効期間が満了した時点で外国出願が可能となる。

b. 必須許可 および 規制認可

特になし。

免責条項:

本文書の内容は、あくまで参考資料として提供されるものです。従って、この内容が法律上の助言を成すと解釈する、あるいは、それに依存することはできません。さらに、この文書が公表された後に法律が変更されている可能性もありますので、お読みになられる際にはその点に十分ご注意ください。本件についてのお問い合わせは下記へご連絡ください:

ATMD バード&バード法律事務所

2 Shenton Way
#18-01 SGX Centre 1
Singapore 068804

Tel: +65 6534 5266

Fax: +65 6223 8762

atmdmail@twobirds.com

ATMD バード&バード法律事務所は、シンガポールで有限責任パートナーシップとして登録される法律事務所です。当事務所は、国際的に法律業務を行うバード&バード法律事務所の関連事務所ではありますが、当事務所が担う法律業務はシンガポール国内だけに留まり、バード&バード法律事務所、またはバード&バード LLP の支部、支社あるいは子会社ではありません。

特許庁委託
ASEAN における技術情報輸出規制に関する調査報告書

発行 日本貿易振興機構バンコク事務所知的
財産部

協力
ATMD バード&バード法律事務所

2013 年 4 月発行 禁無断転載

本冊子は、2012 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った ATMD バード&バード法律事務所が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。